総 行 市 第 3 1 号 令和 2 年 3 月 3 1 日

各都道府県知事殿

総務大臣(公印省略)

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律等の公布及び施行について (通知)

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第11号。 以下「改正法」という。)、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律 の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(令和2年政令第136号。以下「整理政 令」という。)及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省 令(令和2年総務省令第31号)は、令和2年3月31日にそれぞれ公布され、同日 から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村長に対してもこの旨周知願います。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各 市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に 基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 改正法に関する事項

- 1 市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)の有効期限が令和12年3月31日まで延長されたこと。(法附則第2条 関係)
- 2 下記の法律について、1に伴う規定の整理がされていること。
 - ① 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)(改正法附則第2条第1号関係)
 - ② 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて

行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号) (改正法附 則第2条第2号関係)

- ③ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)(改正法附則第3条関係)
- ④ 地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)(改正法附 則第4条関係)

第2 整理政令等に関する事項

- 1 下記の政令について、第1の1に伴う規定の整理がされていること。
 - ① 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令 (昭和33年政令第202号) (整理政令第1条関係)
 - ② 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和元年政令第156号)(整理政令第2条関係)
 - ③ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和2年政令第61号)(整理政令第3条関係)
- 2 地方自治法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年総務省令第14号)に ついて、第1の1に伴う規定の整理がされていること。

第3 その他の事項

- 1 合併市町村においては、令和2年3月17日の衆議院総務委員会の附帯決議を踏まえ、「平成の合併によって市町村の人口や面積が増加したことに伴い、合併前の旧市町村の区域の住民の意見が十分に反映され難くなったなど、住民自治にふさわしい基礎自治体の姿や規模について様々な議論があること等を踏まえ、地域の実情に応じて、地域自治区、地域審議会等の地域自治組織を活用するなど、住民の意見をきめ細やかに反映するために必要な措置を適切に講じる」必要があること。この点については、第32次地方制度調査会「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申」(令和元年10月30日)のとりまとめに際し、議論が行われたところであり、例えば第22回専門小委員会で、地域自治組織の活用事例や住民の意見を反映させるための施策の具体例が紹介されていること。
- 2 改正法による改正後の特例措置の内容等については、従来から変更はないものであり、「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(平成22年4月1日付け総行市第121号総務副大臣通知)によって既に通知したところによられたいこと。